

資料2

新しい中野をつくる10か年計画検討案

「新しい中野をつくる10か年計画」は、基本構想で描く将来像を実現していくために、10か年で計画的に進める事業や新たな施設配置の計画、財政フレーム、人口フレームなどを盛り込んで策定していきます。

今回は、このうち「10年間に想定される取り組み」と「施設配置の基本方針案」について、現段階での検討状況をお知らせします。

なお、この資料については、今後、区民のみなさんのご意見や財政状況の見直しなどを踏まえ、修正を行う予定です。

より具体的な内容については、今後区民のみなさんにお示しする資料の中で明らかにしていきます。

「10年間に想定される取り組み」(P.2～5)

平成17年度からの10年間で計画的に取り組むべき内容を例示したもので、基本構想の領域ごとにまとめたものです。

「施設配置の基本方針案」(P.6～9)

施設配置の見直しにあたり、検討の前提と視点、求められる施設の機能、不用となる土地・施設の活用について説明しています。

「施設配置の新しい展開」(P.10～16)

「施設配置の基本方針案」で示した「求められる施設の機能」のうち、区が提供する主な施設について、現段階での検討状況を具体的な施設例を挙げて説明しています。

10年間に想定される取り組み

領域	将来像	10年後の姿	取り組みの例
持続可能な活力あるまちづくり			
- 1 産・学・遊・住の機能が職住近接のなかで調和され、人々の活力のもとでいきいきと暮らせるまち			
- 1 中野駅周辺整備を引き金として、産業の活力がみなぎるまち			
<p>警察大学校跡地利用など、中野駅周辺のまちづくり推進</p> <p>良質な高齢者向け住宅の整備・誘導</p> <p>本町四丁目福祉住宅の整備</p> <p>西武線沿線のまちづくり推進</p> <p>東中野駅前広場整備</p> <p>野方駅北口開設</p> <p>区営住宅の建て替え</p> <p>起業支援事業の創設・発展の誘導</p> <p>外部研究施設や大学との連携</p> <p>空き店舗を利用した事業の展開</p>			
- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち			
<p>プラスチック製容器包装回収の推進</p> <p>古紙等の集団回収の推進</p> <p>(仮称)資源化センターの整備</p> <p>天然ガス充填施策の検討</p> <p>屋上緑化助成などの民間緑化の推進</p>			
- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち			
<p>地区計画策定によるまちづくりの推進</p> <p>平和の森公園周辺地区などでの道路整備</p> <p>バス路線新設等</p> <p>交通バリアフリー整備</p> <p>橋梁の再生整備</p> <p>防災情報システムの再整備</p> <p>北部防災公園など、公園の整備</p> <p>都市計画道路の整備</p>			

領域	将来像	10年後の姿	取り組みの例
自立してともに成長する人づくり			
- 1 子どもをはぐくむ家庭を地域全体で支え、豊かな地域コミュニティが形成されているまち			
- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち			
<ul style="list-style-type: none"> 産後支援ヘルパー事業の実施 休日・年末保育の充実 一時保育事業の充実 病後児保育の充実 中高生対応型施設の設置・運営 NPO提案型の児童館事業 親教育・親準備教育事業の実施 			
- 2 子どもから大人まで能力を生かしながら、地域の中でのびやかに暮らせるまち			
- 2 子どもから大人まで、地域の中で能力をのばせるまち			
<ul style="list-style-type: none"> 特色ある図書館づくり 芸術・文化振興プログラムの策定 図書館と学校図書館との連携 地域スポーツ・健康づくり施設の整備 地域人材の活用制度の創設 大学・専門学校との連携による生涯学習の推進 			
- 3 適正配置された学校が生かされるまち			
<ul style="list-style-type: none"> 外部評価制度の拡充 特別支援教育の実施 教員の人材育成 少人数指導の推進 大学・外部研究施設との連携 屋上緑化など区立小中学校施設整備 			

領域	将来像	10年後の姿	取り組みの例
支えあい安心して暮らせるまち			
- 1 みずからが健康や暮らしを守り豊かな暮らしが営まれているまち			
- 1 だれもが自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち			
生活習慣改善（生活習慣改善講座・生活習慣病相談）の充実			
健診評価の推進			
介護予防事業（健康づくり事業）の実施			
心の健康づくり事業の推進			
障害者の就労支援			
知的障害者通所援護施設の整備誘導			
- 2 地域で支えあい安心して暮らせるまち			
- 2 地域活動を中心にとともに支えあうまち			
総合公共サービスセンターでのNPO等の事業展開			
（仮称）NPO活動センターの設置等支援			
区民による見守りや支えあいのネットワーク（元気でねっと）			
高齢者・障害者のNPO法人立上げ支援			
- 3 だれもがいきいきと安心して過ごせるまち			
- 3 安心した暮らしが保障されるまち			
痴呆性高齢者グループホームの整備誘導			
デイサービスセンターの充実			
特別養護老人ホームの整備誘導			
ショートステイの充実			
障害者グループホーム整備誘導			
在宅介護支援センターの充実			

領域	将来像	10年後の姿	取り組みの例
区民が発想し区民が選択する新しい自治			
- 1 地域を基盤に、区民みずからまちづくりに取り組むまち			
- 1 自治のしくみが効果的に機能するまち			
<ul style="list-style-type: none"> 区民参加の保障や住民自治のしくみづくりの推進 地域提案型まちづくりの推進 NPO提案型の児童館事業 地域団体等により運営される（仮称）区民活動センター 地域防犯活動の充実 			
- 2 さまざまな担い手によって、多様な公共サービスが展開するまち			
<ul style="list-style-type: none"> サービスの直営から委託への切り替え 地域団体等により運営される（仮称）区民活動センター （仮称）NPO活動センターの設置等支援 コミュニティビジネス市場の創出 			
- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち			
- 3 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち			
<ul style="list-style-type: none"> 区役所窓口開設時間の拡大 指定管理者制度の導入・拡充 区政目標の管理 電子申請システムの利用拡大 行政評価の推進 			

施設配置の基本方針案

1．検討の前提

中野区の施設は、23区の中でも相対的に数が多く、その大半が直営で単独の目的のために設置されたものが多いため、区の財源、職員の大きな割合がそこに投入されている。今後、大多数の施設が老朽化し、その施設の維持と運営に関する負担は大幅に増加することが見込まれている。

区民のライフスタイルの多様化がすすみ、公共施設やサービスに対する区民のニーズは大きく変化してきている。少子高齢化による人口構成の変化も大きく、子どもや高齢者対象の施設やサービスなど、ニーズの増加・変化に応えることのできないものも増えてきている。区では、施設数は多いものの、区民が求める施設・サービスは不足しているという需給のアンバランスが生じている。

行政の専管領域と見られていた公共サービスにも、民間事業者やNPOなど多様な供給主体が参入し、創意・工夫をしながら事業・施設の運営に取り組んでいる。地域では、関心をもつテーマについて、行政の対応を待つのではなく、区民グループが主体的に活動を展開するなどの動きがある。これらの活動は、地域における人々の連携を強め、地域を豊かにしていく大きな力となっていくことも期待されている。

情報技術の活用などにより非施設サービスへの転換を進めるとともに、新たに制度化された指定管理者制度の活用等、NPOや区民活動など民間の力を活用した施設運営、用地活用による民設民営の施設整備手法などが必要になっている。

2．検討の視点 ～ゼロベースで考える～

真に必要なとされるサービスを見極め、それを区民に提供していくためにどのような施設が必要であるかを、ゼロベースの視点で検討する。

(1) 今ある区施設を一旦ないものとする。

- (2) 新たな中野区基本構想が示す「中野のまちの将来像」を実現するために求められる施設の機能を明らかにし、施設数については、今後区が維持しうる規模へと整備縮小していく。
- (3) この機能の実現のため、以下の考え方を基本として区有施設の再配置を行う。
- 民間で広範に生まれ始めている公共サービス提供の力を積極的に活用する。
 - 情報技術の進展などを最大限に生かし非施設サービスへの展開を進める。
 - 施設機能の複合化・多機能化、施設空間の時間的区分により、同一施設の最大活用を図る。
 - 施設相互間の連携によって新たなサービスを生み出す。
 - 民間施設との複合化、連携も視野に入れる。

3. 求められる施設の機能

新たな基本構想では、中野区が直面している様々な課題と危機に対して、これまでのやり方を続けるのではなく、持続可能な未来に向かって新しいあり方を描く。その大筋の考え方は「基礎となる考え方」(案)「基本構想の構成案」に示してあるが、これを実現していくために求められる機能を以下のとおり整理する。

機能は必ずしも区が直接提供するものではない。また、施設によらないで提供される機能もある。

将来必要な機能

【子ども家庭関連】

乳幼児を保育するための機能

乳幼児の成長・発達に関する相談をするための機能

遊びを通じた乳幼児親子の子育て支援の機能

放課後児童の保護や遊ぶための機能

児童・生徒が健全に成長していくために必要な相談するための機能

乳幼児の療育指導をするための機能

母子世帯の自立支援と生活の安定のための機能

子どもの虐待に対して発見・相談・支援が地域で行われる機能

D V被害者の女性の自立を支援するための機能

男女共同参画社会を推進するための機能

小学生が活発に創造性豊かに遊ぶための機能

中学生や高校生が自由に仲間づくりや交流の機会を広げるための機能

幼児に対する教育と保育を一体的に提供する機能

【保健福祉関連】

在宅での介護を受けることが困難な要介護者（虚弱高齢者）が、現在の状況を維持、生活を確保するための機能

高齢者、障害者が居宅で日常生活を営めるよう機能回復訓練等を行うための機能

高齢者が地域の中で、健康を維持し、明るく生活するための機能

障害者に生活指導、作業指導を行うための機能

○ 保健サービスの提供と福祉に関する相談支援を行うための機能

高齢者、障害者が地域で共同生活を営む機能

身近な地域で、福祉サービスの利用者の権利を擁護するための機能

【区民生活関連】

住宅困窮世帯等が安心して暮らし続けられるための機能

○ 区民が地域の中で自主的な活動をするための機能

廃棄物の収集、運搬等清掃作業の運営管理を行う機能

区民が公共・公益的活動を行うための場を提供し支援する機能

起業家を育成するための機能

リサイクルのストックヤード機能

高齢者、障害者、女性、若者の職業教育及び就労の機会を生み出す機能

届出・証明など窓口サービス機能

【教育関連】

幼児・児童・生徒を教育する機能

豊かな情操をはぐくむとともに知力を高め、社会性を身につけさせる機能

身近な地域で、多様で充実した市民スポーツを行うための機能

文化・芸術活動（鑑賞・発表）をするための機能

良質な知的資産や平和関連の資料を収集・保管し区民の閲覧・鑑賞に供する
ための機能

【都市整備関連】

みどりに親しみ、やすらぎとゆとりを感じ憩うための機能

区民が安全に歩行できる空間を確保する機能

【その他】

災害時に一時的な保護・安全を確保する機能

区の事務所等公用のための機能

4 . 不用となる土地・施設の活用

現在使われている施設のうち、新たな施設配置を行った結果、不用となる施設（土地・建物）については、可能な限り区の財産として保有しながら、その活用を図る。また、計画があっても現在まで整備されていない土地、当初の予定が変更になり、現在まで用途が定まっていない施設などについても、改めて精査し、有効活用を図る。

（活用例）

- ・他の区有施設に転用
- ・民間に貸与（無償・有償）し、施設を誘導
- ・民間に賃貸
- ・売却

施設配置の新しい展開

「施設配置の基本方針案」で示した「求められる施設の機能」のうち、区が提供する主な施設について、現段階での検討状況を具体的な施設例を挙げて説明しています。

新たな小・中学校

- ・ 自分の将来に希望や明確な目的を持てる子どもたちを育てるため、子どもにとって良好な集団規模による教育環境を実現する。
- ・ 現在の学校では、少人数化による集団活力低下やクラス数減少により専科教諭を確保することが難しくなるなど、学校の小規模化による教育指導の問題がある。また、少ない教員で部活動や授業以外の校務を分担するため、個別指導や教育相談にかかる時間が減少するなどの学校運営面のマイナス面もある。
- ・ これらを改善し、小・中学校とも望ましい規模が維持できるように次のとおり学校再編を行う。
 1. 区立小中学校の望ましい規模は、次のとおりとする。
 - 小学校： 18学級程度。少なくとも学年2学級以上
 - 中学校： 15学級程度。少なくとも学年3学級以上
 2. 小学校で学年2学級未満、中学校で学年3学級未満となる学年のある学校は、再編、通学区域の見直し等により、可能なかぎり早急に解消する。
 3. 再編にあたっては、原則として最小限度の改修等の工事を行った上で既存の校舎を活用する。
 4. 再編における統合校は、全体的なバランスを考慮しつつ、できるだけ広い面積が確保できる場所に設置する。
 5. 通学区域については、現行の通学区域を尊重しつつ、次の点を勘案し総合的に判断して調整する。
 - 幹線道路の横断を可能な限り避ける
 - 小学校と中学校の通学区域の整合性を図る
 - 通学距離は過度に長くなることを避ける
 6. 再編を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置する。
- ・ 再編後の小学校は21校程度、中学校は7校程度を想定する。
- ・ 再編後の小・中学校は、地域全体で子どもたちを見守り、地域の健全育成の拠点、地域全体の学びの場として新たな機能を生み出す施設に進化させる。
- ・ 豊富な蔵書構成、図書館と学校図書館との連携による子どもの読書活動支援、地域での利用拡充等、新たな図書サービスの展開を行い、学校施設を地域の地域資産として活用を図る。

(仮称)総合公共サービスセンター (4箇所)【説明図14ページ参照】

- ・ 障害者・高齢者・子育てをする父母など、何らかの支援を要する人たちが身近な地域で専門的な相談や必要なサービスを受けられる「子育て支援と保健福祉の拠点」施設とする。
- ・ 行政の提供するサービスと介護事業者やNPO等民間との連携により、新たなサービスを創造し区民にとって利便性の高いサービス提供をめざす。

子どもと家庭の支援

- ・ 子どもに関する総合相談（母子の健康、各種子育てサービスの調整）
- ・ 妊産婦、乳幼児健診
- ・ ショートステイなど施設サービス受付

保健福祉の相談やサービス

- ・ 障害者、高齢者、難病患者の保健福祉サービスの相談
- ・ 生活習慣病などの健康に関する相談・検診
- ・ 精神障害やこころの悩み相談、社会復帰訓練（デイケア）
- ・ 健康に関する各種講座、勉強会の開催

さまざまな民間活動の展開（例示メニュー）

- ・ 乳幼児親子の居場所
- ・ 一時保育事業
- ・ 高齢者に対するふれあい食事サービス
- ・ 介護予防を中心としたデイサービス
- ・ ホームヘルプサービス
- ・ NPO等が提供するサービス

新しい子ども施設 発展し分化する児童館 【説明図15ページ参照】

放課後児童の保護、遊ぶための機能は、小学校で行う。

現在の児童館は、施設数と機能を見直す。また、一部を特色のある新たな子ども施設として、子どもの創造性を育む専門的な事業の展開や乳幼児親子への対応、中高生対応の施設へと転換する。

《小学校で遊び場機能・学童クラブを展開》

- ・ 小学生は、放課後も校内で校庭や体育館を使いながら安心してのびのびと過ごすことができる。
- ・ 学校を中心に保護者や地域活動団体等が連携し、子どもたちを見守り、育ちを支援する。
- ・ 学校に多くの目が注がれることにより、安全性が高まる。
- ・ 子どもへの関わりをきっかけとして、地域のコミュニティ活動の活性化を図る。
- ・ 教員が地域との緊密な連携を取ることで、子どものことをより十分に把握できる。

《児童館～特色のある子ども施設～》

- ・ 子どもの創造性を育む専門的な事業や子どもの興味や関心に応える事業を地域活動団体やNPOに委託などして実施する。
- ・ 児童館は、家庭・地域の療育機能を援助しつつ、様々な環境の中にある子どもの保護育成を図ることや地域社会に積極的に働きかけ、地域とともに健全育成をすすめることなどを重要な機能とする。
- ・ すべての児童を対象とし、子どもたちの遊びや学習の場、乳幼児親子の交流の場、子育て相談、支援の場、地域の健全育成の拠点となる。
- ・ 小学校で展開する遊び場機能や学童クラブ運営のスタッフは、ここを拠点として事業展開する。

《中高生対応の施設》

- ・ ダンスの練習やインターネットを利用した情報収集など、中高生のグループ活動や学習のための設備を備える。
- ・ 中高生に活動の場を提供し、学校の枠にとられない地域での交流を図る施設とする。
- ・ 地域のニーズや情報を収集し提供することで、中高生のボランティア活動を支援する。
- ・ 中高生が施設や事業の運営に積極的に参加し、社会性を身につける。

（仮称）区民活動センター 新たな「区民活動支援」と「窓口サービスの集約」 -

【説明図16ページ参照】

- ・ 現在の地域センター15か所を「（仮称）区民活動センター」に転換し、身近なところに地域の人が集い、話し合いや団体活動を行う拠点とする。
- ・ 各地域に応じた自由な活動が展開できる場とする。
- ・ 「（仮称）区民活動センター」の管理・運営は、町会、青少年健全育成地区委員会などさまざまな地域団体によって構成される（仮称）運営委員会に委託し、地域の状況に応じて、利用時間等についても柔軟な運用を可能とする。
- ・ 管理・運営委託については、日常活動を支援するスタッフを地域団体で雇用できるようにする。
- ・ 地域事業については、実施する区民自らの企画・運営とする。
- ・ 地域活動を支援する区職員は、数か所の区民活動センター、もしくは、区役所に配置して、（仮称）運営委員会による管理・運営や地域活動の支援、各地域団体の連絡・調整を行う。
- ・ 窓口サービスは、数か所の事務所に集約して、（仮称）区民活動センターに併設する。
- ・ コンビニエンスストアでの証明書受取りの実施や、区役所における窓口サービスの土日開設などを行い、利便性を確保する。
- ・ 地域管理への移行にあたっては、地域の団体とも協議しながら2年程度の準備期間をもつ。

地域スポーツ・健康づくり施設 （4箇所）

- ・ 心身ともに健やかで充実した生活をおくることができるよう、地域で区民だれもが気軽にさまざまなスポーツ活動に親しみ、健康づくりを行う。
- ・ 幼児から高齢者まで、自分のライフスタイルに応じて様々なスポーツを楽しむことができる地域社会を実現する。
- ・ 再編後の学校施設を活用し、体育館、グラウンド、プール、クラブハウス、トレーニングルームを備える。
- ・ 地域住民や関係団体により構成される「地域スポーツクラブ」により、地域の实情にあわせて自主運営される。
- ・ 区内の保健・医療機関と連携し、筋力向上トレーニングの実施など健康づくりを支援する。

図書館

- ・ 現在の施設数（8館）を見直し、中野区全体として図書館サービスの拡充を図る。
- ・ 区民の自主的、主体的学習活動を支援するため、施設の適正配置や学校図書館との連携を図り、利便性の高いサービスの提供をめざす。
- ・ 図書館は、平和・男女共同参画などの社会的課題、産業振興・ビジネス支援、健康・子育てに対する支援など各館ごとに特色のある蔵書の収集や保管を行い、中野区全体として蔵書内容を充実させる。
- ・ 豊富な蔵書構成、図書館と学校図書館との連携による子どもの読書活動支援、より身近な場所での図書館利用など、新たな図書サービスの展開を行う。
- ・ 歴史民俗資料館や平和資料展示室との連携や相互利用を拡充し、質の高い資料の収集や保管、展示を実現する。

保育園・幼稚園

- ・ 同年齢の幼児が施設の種別によらず、等質な教育や育児サービスの提供を受けられるよう連携を強め、負担の公平化を行う。
- ・ 区立保育園は毎年2園程度の割合で民営化を進め、区立保育園における延長保育全園実施、0歳児特例保育の実施など保育サービスの向上を図る。
- ・ 民営化保育園においては、全園で2時間延長保育の実施や指定園で休日保育、年末保育を行う。
- ・ 区立幼稚園は、現在の施設数(4園)を見直すと同時に、民営化についても検討を行う。

(仮称)高年齢いきいき会館 新しい高齢者会館

高齢者会館は、地域の中で健康を維持し、明るく生活するための機能を担い、高齢者福祉センターや総合的公共サービスセンターの持つ保健福祉サービス機能と連携し、健康づくり・介護予防を地域で支える身近な拠点として以下の事業を行う。

施設数についても見直しを行う。

健康づくり・介護予防事業

- ・ 体操トレーニング（転倒予防、失禁予防、筋肉向上等）
- ・ 痴呆予防事業
- ・ 体力測定、血圧測定
- ・ 日常的な健康体操、レク活動などの実施

日常生活支援

- ・ 家族介助入浴や健康相談などの実施

生きがいづくり支援

- ・ 自主グループ等の支援の実施

地域交流の促進

- ・ まつり等の行事や運営協議会等の開催による地域交流を進める

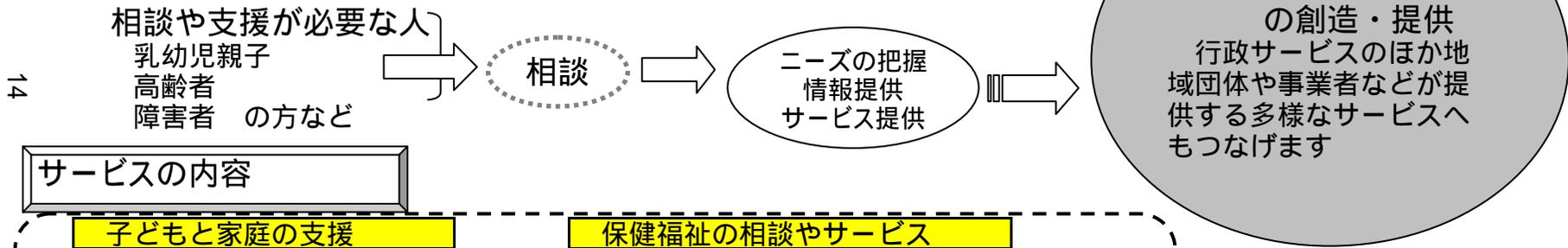
施設運営は地域の保健福祉団体やNPO等に委託し、区民主体の利便性を高める。

子育て支援と保健福祉の拠点 ~ (仮称) 総合公共サービスセンターの展開イメージ ~

【本文10ページ参照】

- ・ 身近で専門的な相談・サービスを提供
 - 相談だけでなく具体的なサービスにつなげる
- ・ 協働から生まれる新たなサービス
 - 多様な担い手の活動と連携による新たなサービスの提供
- ・ 地域の力を地域で生かす
 - 人々は地域のためにもてる力を発揮し、地域活動を活性化させる

サービス提供のイメージ



サービスの内容

子どもと家庭の支援

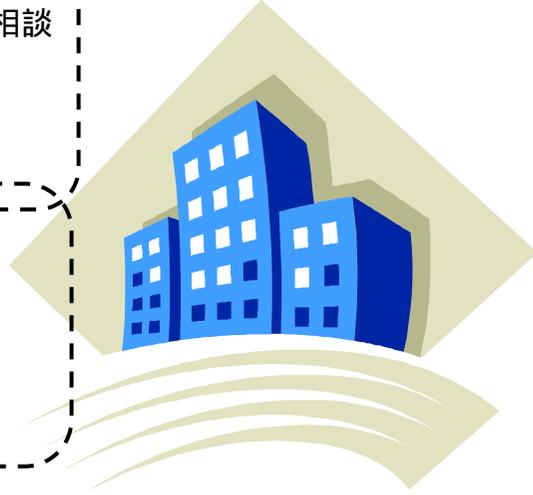
- ・ 子どもに関する総合相談(母子の健康、各種子育てサービス調整)
- ・ 妊産婦、乳幼児健診
- ・ ショートステイなど施設サービス受付

保健福祉の相談やサービス

- ・ 障害者、高齢者等の保健福祉サービスの相談
- ・ 健康に関する相談・検診
- ・ 精神障害やこころの悩み相談
- ・ 社会復帰訓練(デイケア)
- ・ 健康に関する各種講座・勉強会の開催

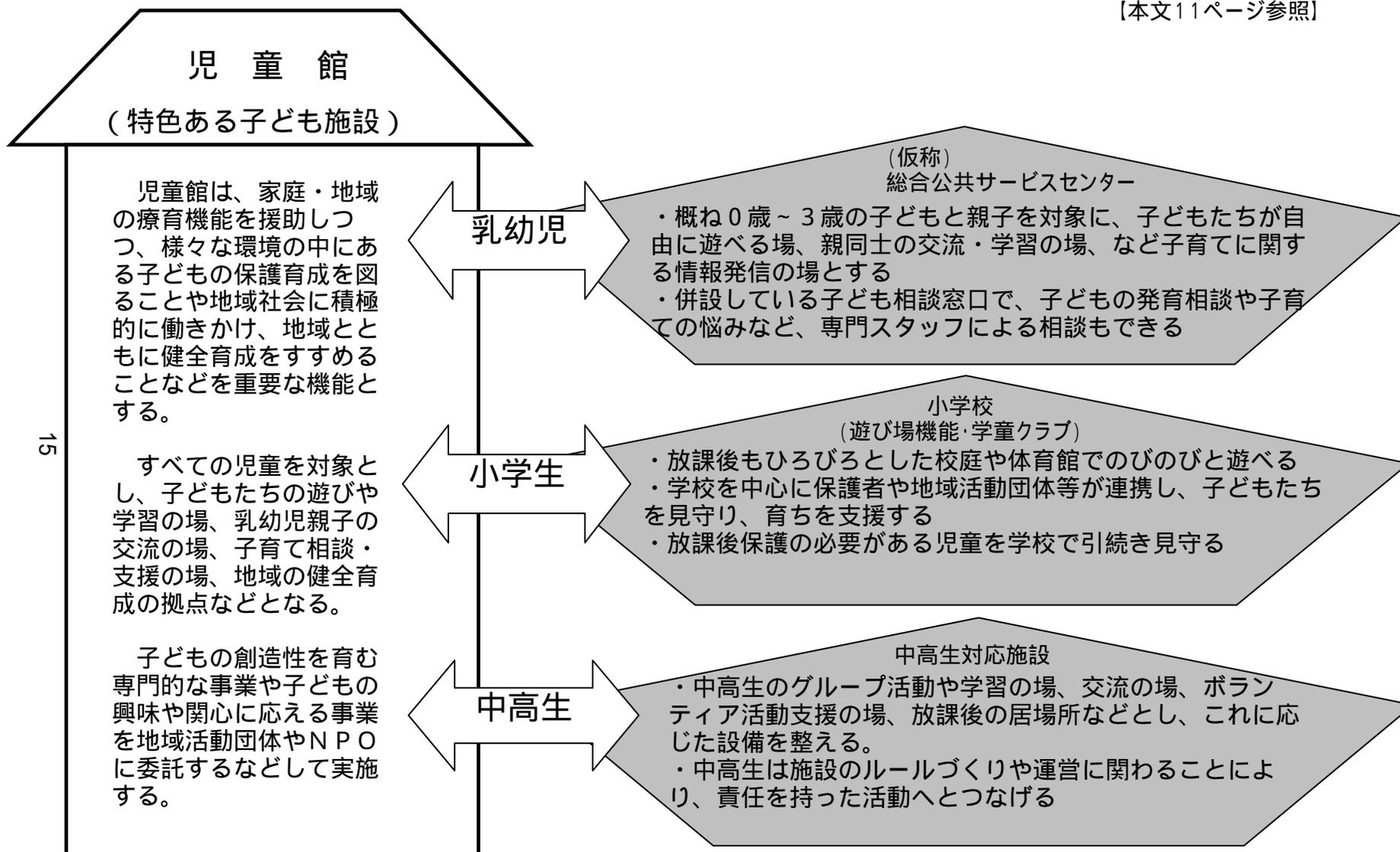
地域活動団体・民間事業者が運営するサービス(この項目は例示です)

- 子育て関連
 - ・ 乳幼児親子の居場所(子どもの遊び場、親子の交流の場、情報交換の場)
- 保健福祉関連
 - ・ 地域在宅介護支援センター、ヘルパー事業、デイサービス事業
- その他関連
 - ・ NPO支援センター



新しい子ども施設～発展し分化する児童館～

【本文11ページ参照】



新たな「区民活動支援」と「窓口サービスの集約」

【本文12ページ参照】

地域センターは、全て（仮称）区民活動センターへ変わります

16

